

「LCCM」に関する商標について

1. 商標について

「LCCM」等の商標(以下、「商標LCCM」という。)は、当財団の登録商標です。「商標LCCM」等を、商品又はサービスとしてのシステム「LCCM」、及び、これに関する商品・サービス、カタログ、ホームページ等に使用する場合には、当財団の使用許諾が必要です。

(1) 使用条件

当財団の使用許諾を受けること、及び、長期間(1年以内の短期間使用を除く。)に渡り商品・サービス、カタログ、ホームページ等に使用する場合には、一般社団法人日本サステナブル建築協会への参加を条件とします。

(2) 使用・表示方法、出所表示

当財団の登録商標を表記する場合は、いかなる媒体においても、商標シンボル(®又は(R))を付記してください(代表する表示部分のみの付記でも可。)

当財団の登録商標を表記する場合は、以下のような帰属文を記述してください。

「『LCCM®』は、財団法人建築環境・省エネルギー機構の登録商標です。当社は、使用許諾に基づき使用しています。」

(3) 禁止事項

当財団の登録商標は、増減・修正等の改変を加え、使用することはできません。

また、当財団に係る「LCCM」と、無関係の商品・サービスについて使用することはできません。

更に、当財団の登録商標を、一般名称化(希釈化)する行為についても禁止します。

下記より登録商標に関する規程と許諾申請書がダウンロードできます。(下記リンクをクリックして下さい)

[LCCMの登録商標の使用に関する規程](#) 

[LCCM商標使用許諾申請書](#) 

[申請上の注意点](#) 

[LCCM登録商標使用許諾変更申請書](#) 